

宮城県知事 殿

(申請者) ㊦
住所
事業者名
代表者名

賃上げに関する誓約書

当社(私)は、補助金の交付の申請をするに当たって、申請日から補助事業完了日までの間に、従業員の平均賃金を2026年3月時点と比較して●%以上引き上げる要件を満たすことについて誓約します。

(留意事項)

- 従業員とは、中小企業基本法上の常時使用する従業員で、労働基準法第20条の「解雇の予告を必要とする者」を指します(代表取締役、個人事業主、専従者、日雇いの者、試用期間の者等は含みません)。
- 賃金とは、労働基準法第11条の賃金のうち、労働基準法施行規則第55条の様式第20号に規定される賃金台帳における基本賃金及び手当(通勤手当及び所定外賃金等を除く)の合計額とし、所定時間外割増賃金、臨時の給与及び賞与等は含みません。
- 平均賃金は、次の算定方法で時給換算した従業員毎の金額の合計を当該従業員数で除して算出(円未満切り捨て)します。
 - 賃金が月給により算定される従業員については、2026年3月及び賃金引上げ月(申請日から補助事業完了日までの期間中に限る)の賃金支払日に支払われた賃金を160時間/月で除して時給換算した金額
 - 賃金が日給により算定される従業員については、2026年3月及び賃金引上げ月(申請日から補助事業完了日までの期間中に限る)の賃金支払日における日給の額を8時間/日で除して時給換算した金額
 - 賃金が時給により算定される従業員については、2026年3月及び賃金引上げ月(申請日から補助事業完了日までの期間中に限る)の賃金支払日における時給の額
- 月給の賃金計算期間中に、次に掲げる期間がある場合は、その日数及びその期間中の賃金は、当該期間及び賃金から控除します(1ヵ月の労働日数を20日、1日の労働時間を8時間とする)。
 - 負傷・疾病の療養のための休業期間
 - 産前産後の女性の休業期間(労働基準法外第65条)
 - 使用者の責めに帰すべき事由による休業期間
 - 育児休業、介護休業(育児・介護休業法)
 - 試用期間
- 次のいずれかに該当する場合は、賃上げ加算の要件を満たさないものとなります。
 - 2026年3月の平均賃金の算定対象となる従業員がいない場合
 - 事業実施期間中に従業員の平均賃金を2026年3月の平均賃金と比較して●%以上上げていない場合
 - 賃金台帳の提出がない等(当該従業員の離職を含む)、賃上げの状況を確認できない場合
- 賃上げの要件を満たさない場合、補助事業者は計画変更承認申請書(様式第3号)により、通常の補助金の上限によって算出した補助金額への変更を事務局に申請し承認を受けなければなりません。承認のないものについては、交付決定が取り消されることがあります。

(添付書類)

- 2026年3月の賃金台帳の写し

賃上げに関する実績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者) 〳

住所

事業者名

代表者名

当社(私)は、従業員の平均賃金を2026年3月時点と比較して●%以上引き上げましたので報告します。

No.	(A)氏名	賃上げ前							賃上げ後						
		(B)賃金支給月		2026年3月					(B)賃金支給月		年 月				
		(C)賃金等	(D)控除額	(E)差引賃金等	(F)除数	(G)除数から引く期間	(H)差引除数	(I)時給換算額	(C)賃金等	(D)控除額	(E)差引賃金等	(F)除数	(G)除数から引く期間	(H)差引除数	(I)時給換算額
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
人数(計)		(J)平均賃金							(J)平均賃金						
														(K)引き上げ率	

(留意事項)

- (A)氏名 賃上げ前(2026年3月)から賃上げ後までの期間を通して在籍する従業員全員について記入すること
(欄が不足する場合は本様式の補足ページを使用すること)
なお、「人数(計)」欄に人数合計を記入すること
※当該期間を通して在籍する従業員がない場合は、賃上げの要件を満たしません
- (B)賃金支給月 「賃上げ後」は賃上げ実施後の賃金支給月
- (C)賃金等 月給の場合 基本賃金及び手当(通勤手当、所定外賃金を除く)の合計金額
日給の場合 日給の額
時給の場合、時給の額
- (D)控除額 月給の場合のみ、次の休業期間に支給された賃金
①療養による休業期間
②女性の産前産後の休業期間(労働基準法)
③使用者の責めに帰すべき事由による休業期間
④育児休業、介護休業(育児・介護休業法)
⑤試用期間
- (E)差引賃金等 (E) = (C) - (D)
- (F)除数 月給の場合 160(1ヵ月の勤務日を20日、1日の労働時間を8時間とみなします)
日給の場合 8(1日の労働時間を8時間とみなします)
時給の場合 1
- (G)除数から引く期間 (D)の賃金の支給期間(日数) × 8(時間) で計算した数(月給の場合のみ)
- (H)差引除数 (H) = (F) - (G)
- (I)時給換算額 (I) = (E) ÷ (H) … 小数点第2位を四捨五入
- (J)平均賃金 (J) = (I)の合計 ÷ 人数(計) … 小数点第3位を四捨五入
- (K)引き上げ率 (賃上げ後の(J) - 賃上げ前の(J)) ÷ 賃上げ前の(J) × 100(%) … 小数点第4位を切り捨て

(添付書類)

- 1 2026年3月及び賃上げ実施後の賃金台帳の写し

